

# 県立学校でいじめが起きたときの対応(高等学校・中等教育学校・特別支援学校)

## 1 組織的対応の展開

### (1) いじめ対策委員会（仮称）の設置

校長・副校長・教頭、教務主任、生徒指導主事(主任)、教育相談主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等 \* 事案に応じて、柔軟に編成する。

### (2) いじめの情報(気になる情報)のキャッチ

最初に認知した教職員  
(一人で抱え込まない)

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・生活ノート等から気になる言葉を発見
- ・児童生徒や保護者からの訴え
- ・「悩みアンケート」から発見
- ・同僚や地域からの情報提供

**必ず報告**

独断で判断して、  
解決を焦らない

**いじめ対策委員会（仮称）**

校長・副校長・教頭  
教務主任・生徒指導主事（主任）  
養護教諭・教育相談主任  
学年主任（学年生徒指導担当）  
スクールカウンセラー等

報告を受けた担当が陥り易い傾向

- ・自分の責任と思い詰め、自分だけで解決しようとする
- ・指導力が否定されたと感じる ・解決を焦る

時系列に沿って、経過  
の記録を残しておく

### (3) 対応方針の決定・役割分担

情報の整理

いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童生徒の特徴

対応方針

緊急度の確認 「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認

事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

役割分担

被害者からの事情聴取と支援担当  
周囲の児童生徒と全体への指導担当  
関係機関への対応担当

加害者からの事情聴取と指導担当  
保護者への対応担当

### (4) 事実の究明と支援・指導

事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、被害者 周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者) 加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

いじめられている児童生徒や、周囲の児童生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

安心して話せるよう、その児童生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。

関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。

情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。

聴取を終えた後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではではないこと>

いじめられている児童生徒といじめている児童生徒を同じ場所で事情を聴くこと。

注意、叱責、説教だけで終わること。

双方の言い分を聴いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

ただ単に謝ることだけで終わらせること。

当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

**(5) いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導**

被害者（いじめられている児童生徒）への対応

## 【基本的な姿勢】

いかなる理由があっても、徹底していじめられている児童生徒の味方になる。  
児童生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

## 【事実の確認】

担任を中心に、児童生徒が話しやすい教師が対応する。  
いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聴いていく。

## 【支援】

学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。  
自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童生徒のよさや優れているところを認め、励ます。

いじめている児童生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。  
学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。

「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

## 【経過観察】

生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。  
自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動・ホームルーム活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

加害者（いじめている児童生徒）への対応

## 【基本的な姿勢】

いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。  
自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

## 【事実の確認】

対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。  
話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

## 【指導】

被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。  
いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁等を許さない。  
いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。  
不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

## 【経過観察等】

生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。  
授業や学級活動・ホームルーム活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

観衆、傍観者への対応

## 【基本的な指導】

いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。  
いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

## 【事実確認】

いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

## 【指導】

周囲で、はやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。  
被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。  
これからどのように行動したらよいかを考えさせる。  
いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。  
いじめを許さない集団づくりに向けた話合いを深める。

## 【経過観察等】

学級活動・ホームルーム活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。  
いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。